

予 算 要 求 資 料

令和３年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：農業振興費

事業名 清流を守る環境保全型農業総合推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 クリーン係 電話番号：058-272-1111 (内 2868)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,464 千円 (前年度予算額：2,677 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,677	1,067	0	0	0	0	0	0	1,610
要求額	2,464	1,176	0	0	0	0	0	0	1,288
決定額	2,464	1,176	0	0	0	0	0	0	1,288

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・ 制度発足から 20 年以上経過したぎふクリーン農業は県内作付面積の 3 分の 1 に相当する面積まで普及し、多くの産地で取組まれてきた。見直しの結果、ぎふクリーン農業の理念を「ぎふ清流 G A P 評価制度」へ引継ぎ発展させることとし、令和 5 年度末に制度を終了する。円滑な移行・終了を進めるために、農業者及び実需者へのサポート、周知活動が必要。
- ・ 有機農業は多くの地域では個人の取組にとどまり、技術研鑽が図りづらく、販路の確保が困難な状況にあることから、生産・販売両面の支援を行う。

(2) 事業内容

- ① ぎふクリーン農業表示制度終了に向けた円滑な運用 (事業費 932 千円)
 - ・ 円滑な制度終了に向けた実需者等への周知活動
 - ・ R 5 年度末まで継続するぎふクリーン農業生産登録及び更新登録等事務
- ② 有機農業の推進 (事業費 1,532 千円、内国費 1,176 千円、10/10)
 - ・ 有機農業者を対象とした研修会の実施
 - ・ 有機農業指導員の育成
 - ・ 有機農業の推進に向けた実情調査

(3) 県負担・補助率の考え方

県 10/10

②の一部については国 10/10

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	194	運営会議及び有機農業研修会にかかる経費等
旅費	802	担当者会議、有機農業研修会の講師及び委員の費用弁償等
需用費	237	事務用消耗品購入費等
役務費	231	郵便料、電話料
委託料	200	調査委託経費
その他	800	会議室使用料、研修会参加負担金
合計	2,464	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

長期構想

5－Ⅱ－2 ふるさと岐阜県の資源を活かした活力づくり

儲かる農業・林業・畜産業を実現し、持続可能な農山村をつくる

ぎふ農業・農村計画

2 売れるブランドづくり

(6) 特色ある食の魅力の発信

(1) 安全・安心な農畜水産物の生産体制の強化

事業評価調書

☐	新規要求事業
☒	継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
ぎふクリーン農業から「ぎふ清流GAP評価制度」へ円滑な移行を進めるために、農業者及び実需者へのサポート、周知活動を行う。GAP手法の導入推進等により環境保全型農業や安全・安心な農産物づくりの取組向上を目指す。
- ・有機農業については、岐阜県有機農業推進計画に基づいて栽培技術の確立・普及や消費者の理解促進を進めることにより、既存の有機農業者の経営安定と新規就農者の増加を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

令和5年度末にぎふクリーン農業表示制度を終了し、ぎふ清流GAP評価制度へ移行させるため。

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - (1) ぎふクリーン農業登録更新講習会の開催（5圏域）
 - (2) 有機農業指導員の育成者同士の情報交換のための交流会の開催
 - (3) 有機農業指導員の育成

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 - ぎふクリーン農業に取り組む生産者の意識喚起が図られた。
 - 有機農業等に取り組む農業者の技術向上が図られた。
 - 有機農業指導体制が整備された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	農業者等の環境保全型農業への取組意識が向上するとともに、安全で安心な農産物を求める消費者ニーズに対応し、売れる農産物づくりが推進されている。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	令和元年度末のぎふクリーン農業登録面積は16,396haで、県内作付面積の3分の1に相当する面積まで拡大しており、事業効果が現れている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	県庁と農林事務所の役割が明確化しており、効率化は図られている。 有機農業者の交流会開催により情報共有を図った。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 生産者、消費者に広く周知されたぎふクリーン農業を令和5年度に終了するにあたり、農業者及び実需者等の間で混乱が生じる可能性があるため、丁寧な対応が必要。 ・岐阜県有機農業推進計画に沿って有機農業を推進する必要がある。	
--	--

(次年度の方向性)

・ぎふクリーン農業を円滑に終了し、新制度へ移行できるように農業者及び実需者等へのサポート、制度の周知を行う。	
--	--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農業費 項：農業振興費 目：主要農作物対策費

事業名 備蓄米管理調整交付金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111 (内 2864)

E-mail: c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 847 千円 (前年度予算額：847 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	847	0	0	0	0	0	0	0	847
要求額	847	0	0	0	0	0	0	0	847
決定額	847	0	0	0	0	0	0	0	847

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

災害等予期せぬ事態にも迅速に対応できる米の備蓄体制を整備し、県民の安全・安心なくらしを確保する。

(2) 事業内容

県と J A 全農岐阜県本部との間で締結した「災害に対応する玄米の備蓄・供給に関する協定(H22.4.1)」に基づき、J A 全農岐阜県本部が行う備蓄米の管理等に要する経費の一部を交付する。

備蓄量：200t

備蓄場所：県内の農協の低温倉庫等を利用して分散備蓄

87,000 人(※1)×300g/1 日・精米×7 日×100/91(※2) 200t

※1：最内陸直下型地震と複合型東海地震に関する被害対応
シナリオ(H16.8 公表)に基づく平均「避難者数」

※2：玄米換算係数

7 日：炊き出し期間

1 人 1 回当たりの食料(精米量)100g は、おにぎり 2 個に相当する量

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・県民の安全・安心なくらしを確保するため、県負担は妥当

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
交付金	847	備蓄米調整交付金
合計	847	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ◆岐阜県長期構想 第5章－I－6 社会資本の安全性が高く、災害への備えが整った地域をつくる。
- ◆岐阜県地域防災計画（一般対策計画） 第3章第19節 食料供給活動
// （地震対策計画） 第3章第17節 食料供給活動

(2) 後年度の財政負担

継続

事業評価調書

☐ 新規要求事業
☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- 長期構想上の位置づけ
 - I 安心して暮らせるふるさと岐阜県づくり
 - 6 社会資本の安全性が高く、災害への備えが整った地域をつくる
 - ・その他広域防災拠点の整備等、テロ・災害時の緊急事態対処態勢を強化する

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
玄米備蓄量	0t (H12)	200t (H30)	200t (R1)	200t (R2)	200t (R3)	100.0%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

年度当初に、J A 全農岐阜県本部と協議し、玄米 200t を県下 5 圏域に分散備蓄した。
 その後、毎月、備蓄状況を把握しながら、いつでも備蓄米が供給できる状況を継続した。

(前年度の成果)

年間を通じて玄米 200t を備蓄し、災害時に被災した県民に対する米の供給体制を確保した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	災害時に被災した県民に対する米の供給体制を確保することで、県民が安心して暮らせる社会づくりに寄与している。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	被害想定に基づく必要数量（玄米 200t）を備蓄している。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	県内最大の米集荷団体である J A グループと連携し、効率的に米の備蓄を行っている。

(今後の課題)

災害に対応する米の備蓄・供給体制を維持していく必要がある。

(次年度の方向性)

継続して、J A 全農岐阜県本部が行う備蓄米の管理等に要する経費の一部を交付する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農林水産費 項：農業費 目：主要農作物対策費

事業名 農産物検査対策事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 米麦大豆係 電話番号：058-272-1111 (内 2864)

E-mail: c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 535 千円 (前年度予算額：535 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	535	0	0	400	0	0	0	0	135
要求額	535	0	0	400	0	0	0	0	135
決定額	535	0	0	400	0	0	0	0	135

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律 (第 4 次一括法) が、平成 26 年 5 月 28 日に成立、同年 6 月 4 日に公布された。これに伴い、農産物検査法の一部が改正され、平成 28 年 4 月 1 日から登録検査機関の登録および登録検査機関に対する立入調査等の指導監督に係る事務・権限の一部が県に移譲され、適切な事務執行を行う必要がある。

(2) 事業内容

① 事業目的

岐阜県内を区域とする「地域登録検査機関」を対象に、登録管理、指導監督および農産物検査実績のとりまとめと報告を行う。

② 事業効果

農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与する。

③ 事業内容・積算内訳

登録管理（新規登録、変更登録、登録更新など）の実施

立入調査(計画に基づく調査、疑義情報に基づく調査)の実施

(3) 県負担・補助率の考え方

県内を区域とする登録検査機関を対象とした登録管理業務、指導監督業務が必要。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
登録管理業務	400	新規登録、変更登録、登録更新等に係る事務
指導監督業務	135	地域登録検査機関への立入調査の実施
合計	535	

決定額の考え方

4 参考事項

① 法令等との関係

- ・農産物検査法 第37条

都道府県知事が処理する事務について規定

② 類似事業（同種事業）との関係

- ・米トレーサビリティ対策事業

米及び米加工品の取引・移動・廃棄などに関する記録等の作成・保管及び事業者間、一般消費者への産地情報の伝達を義務づけその監視を行う。

- ・食品表示適正化推進対策事業

農林物資の規格を制定・普及し、品質に関する適切な表示を義務付け、その監視を行う。

事業評価調書

☐ 新規要求事業
☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 農産物検査法に基づき、岐阜県内を区域とする「地域登録検査機関」を対象に、登録管理、指導監督および農産物検査実績のとりまとめと報告を行うことにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善を助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移			現在値	目 標	達成率
立入調査 実施件数	0 件 (H27)	11 件 (H29)	11 件 (H30)	8 件 (R1)	1 件 (R2)	3 件 (R3)	33%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 (1) 地域登録検査機関の数 36 事業者
 (2) 登録機関の手続き実施状況 新規登録 0 件
 登録更新 10 件
 変更登録 2 件
 (3) 指導監督状況 立入調査数 1 事業者
 調査時期 9 月～2 月

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 (1) 農産物検査および農産物流通が滞ることがないように地域登録検査機関の登録更新及び変更登録を円滑に行った。
 (2) 地域登録検査機関の業務が法に照らして問題が無いように登録事項および業務規程の変更事務を行った。
 (3) 地域登録検査機関への立入調査を実施し、農産物検査法に基づく基本要領および業務規程に定められた検査等が行われているか確認する。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	農産物検査法に基づき事業を実施することによって、地域登録検査機関の健全な検査業務の実施と農産物品質に見合った等級格付けの維持につながるため、事業の必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	立入調査を実施し、農産物検査法に基づく基本要領および業務規程に従った農産物検査が行われていることを確認することで、業務上の誤りを無くし、農産物の品質に見合った等級格付けの維持が図られている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	立入調査は、年間調査計画を策定した上で実施する。年間調査計画の中で、特に必要と思われる事項を重点事項として、調査時のチェックリストを作成している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 現状、農産物検査業務を米の出荷作業のひとつとせず、登録検査機関としての自覚と責務は認識されているが、これを維持するための啓蒙・周知が十分でない。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか ホームページや会議等を利用して、農産物検査を周知していく。 引き続き登録、更新、届出の受理、立入調査を実施し、農産物検査法の適正な運用を行う。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和 3 年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：園芸特産物対策費

事業名 加工・業務用野菜拡大推進事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 野菜果樹特産係 電話番号：058-272-1111(内 2867)

E-mail： c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,200 千円（前年度予算額：1,500 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,500	750	0	0	0	0	0	0	750
要求額	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600
決定額	1,200	600	0	0	0	0	0	0	600

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・国産野菜は、消費者の中食需要の増加によって青果需要から業務用の需要が増加傾向にあり、加えて、輸入対応が主体となっている加工・業務用野菜の国産需要が増加している。
- ・増加する需要に対し、水田の担い手を中心に加工・業務用向けの野菜生産が増加しつつあるが、水田で畑作物を作付けるため、生産量・品質が不安定なことが課題となっている。
- ・作付面積（生産量）増加には、一層の機械化一貫体系推進等、省力化が必要である。

(2) 事業内容

- ・加工・業務用野菜に先進的に取り組む産地を対象に、産地が加工・業務用野菜の安定生産・省力化に向けて、自ら行う取組を支援。

(3) 県負担・補助率の考え方

県 1 / 2 以内

- ・ 県内農業の維持発展のため、新規需要である加工・業務用野菜に対する各産地の自主的な取り組みを迅速かつ確実に進める必要があり、県による強力な支援が必須である。

(4) 類似事業の有無 無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	1,200	3 産地（技術実証ほの設置費、実証結果検討会の開催費等）
合計	1,200	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「ぎふ農業・農村基本計画」

2 売れるブランドづくり

<重点施策>

(1) 水田農業の競争力強化

- ・ 水稲単作経営から収益性の高い園芸品目や農産物の直売・加工部門の導入による経営の複合化・多角化を図るため、専門家による個別指導や先進事例を学ぶ研修会などを実施する。

<基本政策>

(7) 加工・業務用など新規需要の開拓

- ・ 実需者ニーズが高いキャベツ、たまねぎ等について、加工・業務向け適正品種の選定などを進めるとともに、水田を活用した機械化体系を確立し、契約取引を拡大させる。

(2) 国・他県の状況

- ・ 平成 29 年度より、国では「新しい園芸産地づくり支援事業」により、水田での野菜等生産への転換を促進。また、同事業内で特に加工・業務用野菜への転換と生産安定推進のため、「端境期等対策産地育成強化推進事業」を実施。

県単独補助金事業評価調書

☐	新規要求事業
☒	継続要求事業

補助事業名	加工・業務用野菜拡大推進事業費補助金
補助事業者（団体）	農業協同組合、生産者組織
補助事業の概要	（目的）需要が増加傾向にある加工・業務用野菜の産地拡大・生産量増加を推進する。 （内容）各産地の生産拡大・品質向上に向けた取組の経費の一部を助成する。
補助率等	定額・定率・その他 （1/2 以内）
補助効果	機械化一貫体系推進、栽培方法の改善により、加工・業務用野菜の生産量の増加及び品質を向上させる。
終期の設定	終期３年度（理由）加工・業務用野菜振興は課題が多く、単年度では成果が得られないため、産地で３ヶ年計画を策定し、事業を実施するため。

（事業目標）

・終期までに何をどのような状態にしたいのか 各産地で３ヶ年計画を策定し、その実現により、生産量の拡大、県全体の農業産出額の向上を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H28 年度末)	目標 (R3 年度末)	目標 (終期)
① 加工・業務用キャベツ出荷量	1,260 t	2,000 t	
② 野菜の農業産出額	361 億円	398 億円	

	H29 年度	H30 年度	H31 年度	R2 年度	R3 年度 (要求)
補助金交付実績	千円	千円	600 千円	500 千円	(要求額) 1,200 千円
指標①目標	—	—	1,800 t	2,000 t	—
指標①実績	1,410 t	1,570 t	2,529 t	—	—
指標①達成率	—	—	—	—	—
指標②目標	—	—	392 億円	398 億円	—
指標②実績	349 億円	318 億円	—	—	—
指標②達成率	—	—	—	—	—

(前年度の成果)

- ・産地育成プランを基に、課題等に沿った事業を実施することができた。
- ・進捗状況の確認及び今後の課題整理のため、検討会を開催した。

(今後の課題)

- ・加工・業務用野菜産地の育成は、水田の高度利用を前提するため、畑地で生産よりも課題が多く、生産量・品質が不安定である。

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	野菜の作付面積、出荷量が減少傾向にある中、産地の維持・拡大につながることから必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	課題を明確化し、プランに基づいて事業推進することで、有効性のある活動ができている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	産地の自主的な取り組みを支援すること、支援にあたって関係機関で取組に関する協議を行うため、効率な実施体制となる。

(事業の見直し検討)

--

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

継続・削減・統合・廃止

(理由) 加工・業務用野菜の生産量、品質向上には、長期的な取り組みが必要なため、産地の情勢に応じて支援内容の見直しを図りつつ、継続的に支援する必要がある。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和３年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：園芸特産物対策費

事業名 園芸新ブランド生産拡大支援事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 野菜果樹特産係 電話番号：058-272-1111 (内 2857)

E-mail: c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,000 千円 (前年度予算額：2,721 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,721	0	0	0	0	0	0	0	2,721
要求額	2,000	0	0	0	0	0	0	0	2,000
決定額	2,000	0	0	0	0	0	0	0	2,000

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・県において、近年、新品種(柿「ねおスイート」、栗「えな宝来」、栗「えな宝月」、イチゴ「華かがり」、桃「飛驒おとめ」)を育成した。
- ・県への導入又は育成後期間の短い品種について、生理生態に不明な部分が多く、現地での栽培技術が確立されておらず、高品質生産技術の確立が求められている。
- ・令和元年度に地方創生拠点整備交付金(H30 年度 3 月補正)を活用し、県育成品種の維持、供給に必要なイチゴ優良種苗安定供給拠点施設を整備した。許諾団体も新たに増殖施設を整備、県下供給体制の再構築が求められている。

(2) 事業内容

○県育成イチゴ優良種苗の安定供給

- ・岐阜県産イチゴのブランド化・生産販売振興を促進するために、令和元年度に整備したイチゴ優良種苗安定供給拠点施設を核として、県育成品種(濃姫、美濃娘、華かがり)の維持管理、許諾団体へ原原種苗の安定供給体制の構築を行う。

(3) 県負担・補助率の考え方

本県育成品種のブランド化・生産販売振興のために、県が負担することは妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
需用費	2,000	・イチゴ優良種苗安定供給拠点施設の稼働にかかる消耗品費、光熱水費、燃料費等
合計	2,000	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

「ぎふ農業・農村基本計画」

第6章 主要品目別施策

(5) いちご

- ・県育成品種のラインアップを強化するため、「濃姫」「美濃娘」に次ぐ、新たな品種「華かがり」の導入を推進する。

2 売れるブランドづくり

＜基本施策＞

(2) 新品種・新技術の導入

- ・県育成品種等を現地に普及するため、生産者、JA等関係機関、普及指導員を構成員とした栽培技術研究会を立ち上げ技術統一を図るなど、岐阜県オリジナルブランド化を目指す。

事業評価調書

☐	新規要求事業
☒	継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- 「ねおスイート」「早秋柿」「太秋柿」の安定生産が図られることにより、「岐阜柿」の品種リレーの構築と「かき＝岐阜」のイメージを高め、「岐阜柿」ブランドの向上に努める。
- 「えな宝来」「えな宝月」「ぼろたん」を含めた優良品種の組み合わせによる出荷期間の分散化、生食ニーズの創出、担い手確保を推進し、クリ産地活性化につなげる。
- 「飛騨おとめ」の生産拡大に向けた技術指導支援を行うことによりモモ産地の活性化を図る。
- 「華かがり」の安定生産技術の開発と大果で多収となる県オリジナルの「夏秋いちご」品種の開発を行うことでイチゴ産地の規模拡大を図る。
- 岐阜県産イチゴのブランド化を促進するために、県育成品種の維持管理、安定供給体制の構築を行う。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
【かき】新品種「ねおスイート」作付面積	— (H26)	(H)	(H)	5ha (R1)	5ha (R3)	% 100
【くり】地元菓子業者への供給量	134t (H26)	(H)	(H)	164t (R1)	200t (R3)	% 82
【いちご】単収	3.3t (H26)	(H)	(H)	3.4t (R1)	4t (R3)	% 85

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・ねおスイート栽培技術研究会の開催により現地栽培技術の検討
- ・えな宝来・えな宝月・ぼろたんの凍害対策技術の普及推進。
- ・飛騨おとめ収穫適期の把握方法の検討

(前年度の成果)

- ・ねおスイート栽培面積の拡大
- ・えな宝来・えな宝月・ぼろたんの凍害対策技術の実証
- ・果実着色と糖度の分析による収穫適期把握のためのデータ収集、分析

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） ○	消費者の期待や市場からの需要も高いが、各品種それぞれの問題点・課題により生産量がまだまだ少ない状況にある。それぞれ高単価が期待できる品種であり、課題を解決し普及を図ることで生産拡大につなげていく必要がある。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	各品目ともに解決すべき課題も多いものの、生産者も各品目に高い関心を寄せており、栽培面積や出荷量は順調に伸びている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） ○	各品目の主な産地や収穫時期等がそれぞれ異なっているうえ、各品目で解決すべき課題も異なることから、これ以上の効率化は困難。

(今後の課題)

各関係機関が連携し、高品質安定生産によりブランド化に取り組んでいく必要がある。これらの高単価が期待できる品種の導入・普及に取り組むことを契機に、産地の活性化につなげる。 今後の岐阜県育成いちご品種のブランド化推進、安定生産に向け、優良種苗安定供給拠点施設での県育成品種の維持管理、安定供給体制の再構築を行う必要がある。
--

(次年度の方角性)

イチゴ優良種苗安定供給拠点施設を核とした、県育成品種（濃姫、美濃娘、華かがり）の維持管理、安定供給体制の再構築

他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和３年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：園芸特産物対策費

事業名 花き安定供給対策推進事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

農政部 農産園芸課 花き係 電話番号：058-272-1111（内 2873）

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,370 千円（前年度予算額： 1,922 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	1,922	495	0	0	0	0	0	0	1,427
要求額	2,370	719	0	0	0	0	0	0	1,651
決定額	2,370	719	0	0	0	0	0	0	1,651

2 要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

国では「花きの振興に関する法律」が制定（H26.6）され、県では「岐阜県花きの振興に関する条例」が施行（H26.10）された。法律及び条例に基づき、県では条例の基本理念「花きを活用することにより、県民の心身の健康の増進及び豊かな人間性の涵養に資することを旨として推進する」にのっとり、花きの振興に関する施策を講ずる必要がある。

花き価格が低迷する中、安定生産・供給のためには、新たな需要の開拓・確保が必要であり、ブランド化も含めた売れる商品づくりに向け、新たに商品企画コンテストの開催や植物の効果・効用のＰＲ、生産者向けセミナー等を実施する。

（２）事業内容

●売れる商品づくりに向けた取組み

花き商品企画コンテスト １回

●花きの効果効用のＰＲ

商業施設等での花きを用いた癒しの空間提案

●県産花きの安定供給に向けた各種セミナーの開催

セミナー 花き販売力強化セミナー １回

鮮度保持対策セミナー 1 回

●県ブランド品種のPR

実需者へのサンプル提供、使い方の提案等調査

首都圏の市場・園芸店、県内農業関係イベント等での消費者向けPR

(3) 県負担・補助率の考え方

条例の基本理念にのっとり、県産花きの安定的な供給、花き生産額の増加が必要である。県、県負担が妥当である。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	156	各種セミナー講師謝金
旅費	400	業務旅費、各種セミナー講師費用弁償
需用費	249	県産花きPR用サンプル、事務消耗品等
役務費	102	通信運搬費
委託料	1,438	花き商品企画コンテスト会場設営、県ブランド品種PR
使用料	25	各種セミナー会場借上げ
合計	2,370	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 国の状況

平成26年6月20日、花き産業及び花き文化の振興を図り、もって花き産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与するため、「花きの振興に関する法律」が成立し、平成26年12月1日に施行された。

(主な内容)

- ・農林水産大臣は、花き産業及び花き文化の振興に関する基本指針を策定
- ・都道府県は、花き産業及び花き文化の振興に関する計画を策定

事業評価調書

☐ 新規要求事業
☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 花きの高付加価値化を図る商品企画コンテスト、各種セミナーの実施で花きの需要を高め、県産花き生産量の安定化を図ります。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
花き生産額	70.5 億円 (H25)	66.0 億円 (H28)	67.0 億円 (H29)	60.5 億円 (R1)	70 億円 (R7)	86.5%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - 令和 2 年度岐阜県花き展示会、商品力向上セミナー
 1 1 月 2 8 日～2 9 日
 - 県育成品種 P R
 1 1 月 2 8 日～2 9 日 ぎふフラワーフェスティバル 2020（マーサ 21）

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

多様化する消費者ニーズに即した商品を提案するため、県内花き生産者の商品の展示会を行い、花き流通・小売関係者により商品性の高さを評価するとともに、一般公開において来場者へ県産花きの PR を行った。また、県育成品種の PR 展示も併せて実施する。

生産者が品種を適正利用し、かつ知財の知識を得、活用することにより自社商品の信用及びブランド確立につながる。

県ブランド品目 P R により、県ブランドの確立及び消費の拡大につながるとともに、今後高付加価値化が見込まれるオリジナル品種の育成に期待できる。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
（評価） ○	花きの振興に関する法律、岐阜県花きの振興に関する条例の施行により、花きの振興に関する施策を講じ、花き生産の増大及び安定化が早急に必要である。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
（評価） ○	花きの生産額は近年減少傾向にあるが、県育成品種のブランド化が進んでおり、ブランド品種の生産増大が確認できており、比較的高値で安定して取引されている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
（評価） ○	花きの高付加価値化を図る各種研修会の実施や、ブランド品目に絞ったPRによる、花きの安定供給及び販売力を強化のための事業を体系的に実施することで効率的に事業が実施できる。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 花きの振興に関する法律、岐阜県花きの振興に関する条例が施行され、清流の国ぎふ花き振興計画が策定された。振興計画には花きの生産額の増加が目標指標となっており、実現には生産者の増加、高品質な花きの生産、消費者ニーズに即した商品開発、県産花き消費の啓発などいかに進めるか課題である。

(次年度の方針)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 一定水準の栽培技術をもつ、経験豊富な花き生産者が増えている中、多様化するニーズに即した新たな主力商品開発や販売力を強化する研修会、県ブランド品目に重点を絞ったPR活動を行うことで、県産花きの高付加価値化及び需要拡大をねらう。
--

他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和３年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：園芸特産物対策費

事業名 元気な美濃茶産地づくり推進事業費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

農政部 農産園芸課 野菜果樹特産係 電話番号：058-272-1111（内 2867）

E-mail： c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 244 千円（前年度予算額：306 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附 金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	306	0	0	0	0	0	0	0	306
要求額	244	0	0	0	0	0	0	0	244
決定額	244	0	0	0	0	0	0	0	244

2 要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

- ・高齢化や後継者不足に伴う茶園の管理不足等により、生産量の減少や品質低下が見られる。
- ・茶価の低迷により、生産者の経営が悪化し、生産意欲も減退している。
- ・県内の荒茶加工施設は小規模で老朽化したものが多い。
- ・本県の茶業振興に資することを目的として、令和３年３月に「岐阜県茶業及び茶の文化の振興に関する計画」を策定する予定。

（２）事業内容

- ・優良な茶園の継承に向けて、茶園台帳の整備を推進する
- ・荒茶の生産の機能を維持するため、茶工場の統合・再編を推進する。
- ・平坦地や中山間地域の特性に合う茶生産の拡大により、産地の維持拡大を進め、県茶品評会への出品による技術向上を図る。

(3) 県負担・補助率の考え方

「ぎふ農業・農村基本計画」にも位置づけた茶の生産振興について、
県が負担し推進することは妥当。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
旅費	56	・ 事業推進にかかる業務旅費
需用費	75	・ 事業推進にかかる消耗品
役務費	13	・ 事業推進にかかる通信運搬費
負担金	100	・ 関西茶業振興大会負担金
合計	244	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・ 「ぎふ農業・農村基本計画」
- ・ 「岐阜県茶業及びお茶の文化の振興に関する計画」

事業評価調書

☐ 新規要求事業
☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

地域の特性を活かした茶の生産を進めるとともに、優良茶園の管理と茶工場の再編統合を進め、茶産地の維持発展を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
茶園管理台帳を備えた 市町村数	1 (R2)	(H)	(H)	1 (R2)	4 (R7)	25%

○指標を設定することができない場合の理由

(前年度の取組)

- ・平成 27 年度に本県で開催した関西茶品評会において、農林水産大臣賞や産地賞をはじめ多数が上位入賞できたことから、30 年度も上位入賞に向けた栽培技術指導に継続して取り組んだ。
- ・高品質茶生産に係る研修会や各種栽培資材等実証試験などを行い、優良な美濃茶生産を推進した。
- ・全国段階や関西圏茶関係会議に出席し、茶業情勢に係る情報収集や他県等との連携を進めた。

(前年度の成果)

- ・平成 27 年度に本県で開催した関西茶業振興大会を契機として、関係機関との連携が深まり、生産者・関係者の茶業振興に関する取組の機運が高まっている。
- ・関西茶品評会で上位入賞する等、生産者の茶生産技術の向上が図られた。
- ・国が創設した茶の新改植を支援する事業の推進を図った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	担い手の高齢化、加工施設の老朽化等により、生産量確保の問題が大きく、産地存続に向け、取組の必要性は高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	関係者での問題意識は共有できており、今後、生産者段階での検討を進めるとともに、課題解決に向けた活動の実践が必要。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	岐阜県園芸特産振興会茶部会、日本茶インストラクター協会等との連携を密にすることにより、茶生産・消費拡大活動の効率性の向上を図っていく。

(今後の課題)

・価格向上に向け、緑茶の消費拡大を図る。また、茶園台帳の作成を推進し、遊休茶園の共同管理や作業受委託により、生産量の維持を図る必要がある。

(次年度の方向性)

・県策定の「岐阜県茶業及びお茶の文化の振興に関する計画」に基づき、茶工場の再編・統合を推進する。
--

他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課 組み合わせる理由や期待する効果 など	【○○課】
--	---

予 算 要 求 資 料

令和３年度当初予算 支出科目 款：農林水産事業費 項：農業費 目：植物防疫費

事業名 病虫害総合管理技術推進対策費

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

農政部 農産園芸課 クリーン係 電話番号：058-272-1111（内 2868）

E-mail： c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 4,147 千円（前年度予算額：4,420 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	4,420	1,031	0	0	0	0	2,557	0	832
要求額	4,147	895	0	0	0	0	2,557	0	695
決定額	4,147	895	0	0	0	0	2,557	0	695

2 要求内容

（１）要求の趣旨（現状と課題）

- ・ 化学合成農薬の適正使用と代替技術体系を組み合わせた総合的病虫害管理技術（IPM）の開発、体系化を図り、より安全・安心な農産物生産技術の確立が求められている。
- ・ 国内において、侵入を警戒すべき病虫害の検疫体制を敷いている。
- ・ 植物防疫法において検疫有害動植物に指定されているウメ輪紋ウイルス（PPV）の感染樹が県内で確認されており、感染樹及び周辺樹を調査する必要がある。
- ・ 地域で問題となっている病虫害、雑草等の課題解決が求められる。

（２）事業内容

ア 病虫害総合管理技術推進対策事業（1,390 千円）

- ・ 県内の主要品目において、病原菌の薬剤感受性検定、発病軽減技術の開発、防除効果等の検討等により、化学合成農薬の適正使用及び削減した効果的な防除技術を確立する。

イ ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策（200 千円）

ウメ輪紋ウイルス感染樹及び周辺樹を調査し、当病のまん延を防止する。

ウ 植物防疫推進事業（2,557 千円）

- ・ 新規登録農薬を中心に、効果、薬害、使用技術等を確認する。
- ・ 航空機防除に係る連絡会議の運営や、農薬危害防止等を指導する。

（３）県負担・補助率の考え方

＜消費・安全対策交付金＞

- ・ 病虫害総合管理技術推進対策事業 国 1／2、県 1／2
- ・ ウメ輪紋ウイルス緊急防除対策 国 10/10

＜その他（委託料収入）＞

- ・ 植物防疫推進事業 委託料収入 10/10

（４）類似事業の有無 なし

３ 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
病虫害総合管理 技術推進対策費 (補助職員)	287	試験研究補助事務人件費
病虫害総合管理 技術推進対策費 (補助職員旅費)	11	試験研究補助事務員通勤費
旅費	397	現地調査、検討会等
需用費	2,265	調査用資材、事務消耗品、公用車燃料、調査報告書印刷等
役務費	333	郵便料、電話料、病虫害情報ネットワーク加入料
使用料	104	検討会会場使用料
その他	750	調査ほ場補償
合計	4,147	

決定額の考え方

４ 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

植物防疫法第 29 条（都道府県が行う防疫）

（２）国・他県の状況

ウメ輪紋ウイルスの調査は、植物防疫法に基づき、各都道府県で実施。

事業評価調書

☐ 新規要求事業
☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

化学合成農薬の適正使用により、薬剤抵抗性病害虫の発生を未然に抑えるとともに、農薬の実証試験を通じてより効果の高い農薬の選択に資する。

総合的病害虫管理技術の開発により、薬剤抵抗性病害虫に対しては抵抗性の回避や、難防除病害虫に対しては代替技術(生物的、物理的、耕種的防除)を導入して被害を防止し、ぎふクリーン農業の持続的な実施に資する。

また、海外・県外で発生している病害虫の侵入警戒調査により、県内での発生を未然に防ぐ。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率

○指標を設定することができない場合の理由

植物防疫法、農薬取締法等に基づき、植物に有害な動植物を駆除し、また、そのまん延を防止して農業生産の安全及び助長を図ることを目的としているため。

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・コナジラミ類（トマト）、黒腐病（イチゴ）について総合的防除管理技術を確認し、関係機関に情報提供した。
- ・ウメ輪紋ウイルスの全国発生状況調査を実施した。

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・総合的防除管理技術は、化学合成農薬の適正使用と代替技術を組み合わせた効率的、効果的な防除対策を進めるための資料となった。
- ・ウメ輪紋ウイルスは、国の方針により調査のみ実施。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	ぎふクリーン農業の普及推進のためには、農薬の効率的な利用を可能とする総合的病害虫・雑草管理技術の開発が必要である。 ウメ輪紋ウイルスについては、感染樹の調査を実施する必要がある。
事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	ウメ輪紋ウイルスについては、早期発見、緊急防除により最小限の被害にとどまっている。
事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	ウメ輪紋ウイルス調査は、他の病害虫発生予察調査などと併せて、効率的に実施するよう努めている。

(今後の課題)

事業が直面する課題や改善が必要な事項 県内主要品目の薬剤抵抗性病害虫の発生防止や、難防除病害虫に対する効果的、環境への負荷の少ない防除方法の検討が引き続き必要である。 現地で問題となっている病害虫及び雑草等の効果的防除方法について調査が必要である。
--

(次年度の方向性)

継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 県産農産物の安全性確保と信頼性向上のため、継続的な調査が必要である。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	

予 算 要 求 資 料

令和３年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：農業費 目：植物防疫費

事業名 農薬安全使用総合推進費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 農産園芸課 クリーン農業係 電話番号：058-272-1111 (内 2869)

E-mail：c11423@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 2,570 千円 (前年度予算額：2,900 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,920	1,458	0	0	0	0	0	0	1,462
要求額	2,570	1,285	0	0	0	0	0	0	1,285
決定額	2,570	1,285	0	0	0	0	0	0	1,285

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・本県の地域特産農産物の安定生産及び安全・安心を確保するために、使用できる農薬が無く、作物の生産に影響を及ぼしている病虫害に使用できる農薬について農薬登録拡大を図る。
- ・農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、農薬管理指導士の養成により農産物の安全の確保を図る。

(2) 事業内容

ア) 地域特産農産物の農薬登録拡大のための試験 (820 千円)

イ) 生産者の農薬安全使用の徹底、農薬の安全かつ適正な販売の指導、農薬管理指導士の育成により農産物の安全の確保を図る (1,750 千円)

- 農薬使用者・農薬販売者への指導、農薬適正使用に関する研修会の開催
- 農薬残留確認調査の実施
- 農薬管理指導士の育成

(3) 県負担・補助率の考え方

ア) 地域特産農産物農薬登録拡大推進 国 1/2 県 1/2

イ) 農薬安全使用総合推進指導 国 1/2 県 1/2

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費（補助職員）	91	試験補助
地域特産農産物農薬登録拡大推進事業費（補助職員旅費）	3	試験補助
旅費	150	会議旅費、出張旅費
需用費	930	分析消耗品、事務消耗品
役務費	727	郵便料、電話料
使用料	63	会場借上料
委託料	606	残留農薬分析費用
合計	2,570	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

岐阜県食品安全行動基本計画

3 監視指導・検査の推進 (4) 農薬対策

(2) 国・他県の状況

- ・地域特産農産物農薬登録拡大推進を国事業で助成
- ・消費・安全対策交付金において農薬の適正使用に係る事業補助

事業評価調書

☐ 新規要求事業

☒ 継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

本県の地域特産農産物の安定生産を図るために、農薬の登録拡大を図る。
また、農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、農薬管理指導士の養成により農産物の安全の確保を図る。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (予定)	目 標	達成率
農薬販売者・使用者等研修の受講者数	701 人 (H29)	699 人 (H30)	755 人 (R1)	590 人 (R2)	500 人 (R3)	118%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 - ・地域特産農産物（えごま）の害虫防除のための農薬登録拡大試験実施
 - ・農薬安全使用に関する研修会等の開催
 - （１）農薬管理指導士養成研修の開催
令和２年１０月２０日、２１日 受講者 90 名予定
 - （３）農薬管理指導士更新研修の開催
令和３年１月～２月、県内 6 会場で開催予定 受講者 500 名

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
令和元年度に農薬管理指導士養成研修を開催し、新たに農薬管理指導士を認定した。（５３名）
認定後３年を経過した既認定者 443 名を対象に、令和２年１月から２月に農薬管理指導士更新研修を開催し、農薬適正使用、住宅地等での農薬の使用上の注意等について再度説明した。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	この事業を継続することによって農産物の安全の確保につながるため、事業の必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	県内農産物の残留農薬検査で基準値超過事例は無く、農薬は適正に使用されている。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	農薬管理指導士養成研修、更新研修時に、住宅地等での農薬を使用する場合の注意事項を説明するなど、農業生産、ゴルフ場管理等以外の幅広い場面での農薬使用の注意点についても合わせて説明している。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項 農地と住宅の混住化等一般県民の近くで農薬が使用される場面も多くなっていることから、より一層の農薬の安全使用の徹底を図ることが必要。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか。 県産農産物の安全性を確保するためには、農薬の適正使用の推進は不可欠であることから、農薬の安全使用の徹底、農薬の適正販売、人材の育成を継続する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	